

医 第 1 8 1 号
令和 8 年 4 月 1 5 日

各保健所設置市 保健所長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

「医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令」
の公布について (通知)

このことについて、このことについて、令和 8 年 4 月 3 日付け医政発第 0403
第 5 号で厚生労働省医政局長から、別添のとおり通知がありましたので、御了
知くださるようお願いいたします。

なお、下記関係団体、病院及び有床診療所（保健所設置市を除く）宛て別途連
絡する予定であることを申し添えます。

記

公益社団法人 千葉県医師会
一般社団法人 千葉県歯科医師会
公益社団法人 全国自治体病院協議会千葉県支部
一般社団法人 千葉県民間病院協会
一般社団法人 日本病院会千葉県支部
千葉県保険医協会

【担当】

千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班

TEL 043-223-3884

Email iryou-b@mz.pref.chiba.lg.jp